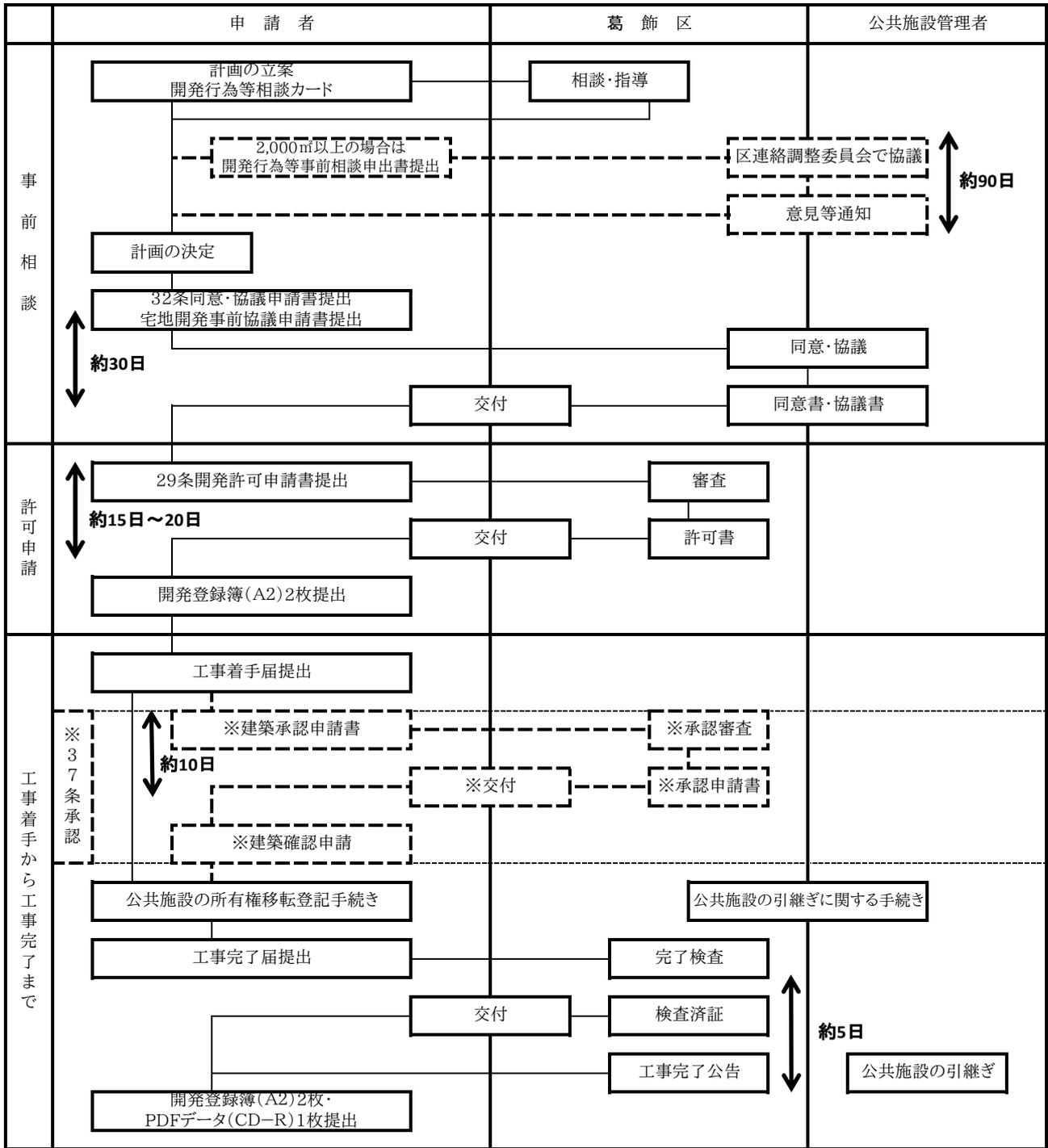


開発許可申請の流れ



※ 原則として、工事完了公告があるまでは建築物の建築等はできませんが、許可権者の承認を得れば工事完了公告前に建築確認を受けることができます。なお、戸建て建築分譲の場合は認めません。

※ 事前の窓口相談において、資料提出のないご相談については責任を負いかねます。

※ 道路の土地の帰属がある場合は、原則完了検査の2週間前まで道路管理課に必要書類を提出してください。